

令和6年度 第1回庁内検討会における各課からの意見

各課からの意見は次のとおりです。

- ・「とめる」施策による効果として、駐輪環境の整備やシェアサイクルの利用促進によって、放置自転車がどの程度減ったのか定量的に示すことができれば、PDCAサイクルを回す上で有意。
- ・「はしる」施策による効果として、自転車通行環境の整備（整備の有無）によって、どの程度自転車事故や歩道走行などが減ったのか分析し、本計画の効果検証と自転車ネットワーク路線の整備効果・目標等の検討に反映すべき。
- ・シェア型マルチモビリティの実証実験で、シェアサイクル事業者から提供される各種データを、各種分析に活用すべき。
- ・防災・安全交付金の重点配分対象事業として、「地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備」（下記【参考資料】参照）が挙げられていることから、将来的な整備計画の策定の可能性も踏まえて、重点化の要件に対応できる計画とすべき。

【参考資料】

iv) 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

- ・「自転車活用推進法（平成28年法律第113号）」に基づき策定された、地方版自転車活用推進計画^{*1}に位置付けられた自転車通行空間整備^{*2}

※1 自転車活用推進法第10条、第11条により、都道府県や市町村が定めるよう努めなければならないとされている自転車活用推進計画。

※2 地方版自転車活用推進計画において、図面等により自転車通行空間を整備する区間が特定できるものに限る。（ただし、令和6年3月末までに地方版自転車活用推進計画が策定でき、本調査時点でパブリックコメントまたは計画策定に係る協議会の公表資料において、確認できる場合も可とする。）また、計画に整備形態が明示されているかは問わないが、令和6年1月末時点での整備形態が確定している事業に限る。これ以外の区間は分割して要望願います。

なお、整備形態については、ガイドラインに基づく「自転車道」、「自転車専用通行帯」、「車道混在」（下記参照）、もしくは道路法第48条の14第2項に規定された「自転車専用道路」および「自転車歩行者専用道路」に限る。（「自転車歩行者道」（道路構造令第2条第3項）、「自転車歩行者道内における自転車の通行位置明示（道路交通法第63条の4第2項）」は重点配分対象外。）

・車道混在の整備について

－主な目的が自転車通行空間整備と異なるバイパス整備、道路拡幅、交差点改良などの事業に併せて車道混在を整備する場合には、車道混在の整備分を分割して要望すること。
－自転車利用者の安全性確保を図るために、歩道のある道路にあっては、路面表示の右端が路肩端から概ね1.0m以上、歩道のない道路にあっては、路面表示の右端が車道外側線から車線内に概ね0.75m以上の位置に設置され、自転車通行空間（幅）が実質的に確保されているものを対象とする。

－ルート案内のみを目的としたもの、またはピクトグラムのみを設置するものといった、自転車利用者の安全性確保が期待できないものについては重点配分対象外。

－自転車活用推進計画に位置づけのない事業は重点配分対象外。